受託要件について

【共通】

１　千葉県物品等入札参加資格（委託）

・企画提案時に入札参加資格決定通知書（８・９年度）の写しの提出が必要です。

※入札参加資格の手続きは県管財課

https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html

・新規の場合は、千葉県管財課で随時申請の手続き（一般競争入札参加予定連絡票を必ず添付）を、早急に行ってください。

２　キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）又は職業訓練指導員の配置

・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

対象コース……訓練期間が１か月を超えるコースが対象

平成 30 年度から長期高度人材育成コースも対象

◆ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものです。

◆ジョブ・カードの作成支援

ジョブ・カード講習の終了により、平成 31 年度以降にジョブ・カードの作成支援ができるのは、職業能力開発促進法第 30 条の３に基づくキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）、教員（学生に対して作成支援を行う場合）、職業訓練指導員（※）（職業訓練の実施に伴い作成支援を行う場合）となります。

３　民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講

◆「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」とは、
　民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした、国内で初となる民間教育訓練機関のための質保証に関するガイドラインである（平成 31 年 4 月に一部改正）。

◆「職業訓練サービスガイドライン研修」とは、
　平成 26 年 4 月から、民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、ガイドラインに基づくＰＤＣＡサイクルを活用した職業訓練の運営のために必要な知識及び技能を習得するための研修のこと。（有料・申込制）。

　平成 30 年度以降に開催される都道府県からの委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定にあたっては、訓練を実施する事業所において、過去 3 年以内（令和 2 年度までの受講は有効期間 5 年以内）にガイドライン研修を受講した者が在籍していることが原則となった。

・令和８年度はｅラーニングでの研修実施（別添リーフレットのとおり）
　【研修内容】5 時間（職業訓練サービス、民間教育訓練機関のマネジメント）
　　受講料 4000 円（税込）
　【有効期限】令和 3 年度の研修からは３年間・令和 2 年度の研修までは５年間
・令和 3 年度からは受講要件を満たしていないと委託できなくなった。
・各事業所単位で、受講者がいることが要件であることに留意すること。

４　その他要件（企画提案募集要領参照）
（１）　千葉県内（ｅラーニングは日本国内）に教育訓練施設を有していること。
（２）　都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
（３）　千葉県物品等入札参加資格（委託）を有すること
（４）　次のいずれにも該当しないこと。
　ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
　イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。
　ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
　エ　提案の日から審査結果の公表の日までの期間について、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
　オ　その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと千葉県が判断した者。

（５） 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、次の要件を満たしていること。

ア　訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者１名を訓練開設校舎ごとに配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口として事務担当者を１名以上配置できる体制が講じられていること。

事務担当者は、講師と兼務できないものとする。

イ　カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンについては１人１台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

（６） 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

【長期高度人材育成コース】

５　訓練実績

・受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を２年程度実施、入校実績・修了実績を有する者であること。

就職率要件（過去２年）を就職率要件確認シートで就職率を算定し提出

訓練実績がある場合は訓練生、訓練実績のない場合は一般生徒の実績で算出します。

介護福祉士…就職率 80%

保育士……就職率 80%

専門人材……正社員就職率 80%

※正社員とは、常用雇用者のうち雇用労働期間の定めのないものをいい、契約社員やパート、自営は入りません。

※一般生徒の実績の場合は、就職実績のわかるリストも提供願います。

【知識等習得コース等】

（１） 訓練実績

教育訓練機関で、安定した事業運営が可能と認められ、受託しようとするカリュキュラムと同等の教育訓練を１年程度実施しており、入校実績・修了実績を有する者であること。

知識等習得コース（就職支援経費の支給対象コース）の特例

＜委託先機関の選定に係る就職率＞

$$\frac{\text{（訓練修了３か月後の就職者数＋就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者＋就職のための中退者）}} \times １００$$

※上記「就職」者は、就職支援経費対象就職者（一週間の所定労働時間が２０時間以上且つ「雇用期間の定め無し」又は「4 箇月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者）を指す。

① 上記就職率が初めて３５％未満となった場合
同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直しや就職支援体制の整備等が必要

② 就職率が２回連続して３５％未満となった場合
２回目と同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、委託の対象としない。
（ただし、３回目について、すでに委託契約を締結又は締結を予定している場合は実施を認める。この際、３回目が３５％以上となった場合に限り、４回目を委託の対象とする。）

（２）訓練実施体制

教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。

ア 講師は、実技、学科にあっては受講生３０人に１人以上の配置を標準とすること。

イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第３０条の２第２項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

（３）実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所が、求職者の職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であって、真に就業に必要な教育訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能であり、次の要件を全て満たしていること。

ア カリキュラムは、訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

イ　訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術であること。

【e-ラーニングコース】

＜委託先機関の選定に係る就職率＞

$$\frac{\text{（訓練修了３か月後の就職者数＋就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者＋就職のための中退者）}} \times １００$$

※上記「就職」者は、就職支援経費対象就職者である必要はなく、委託訓練において就職者の条件としている、１か月以上の雇用契約による就職者を指す。

① 上記就職率が初めて３５％未満となった場合
同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直しや就職支援体制の整備等が必要

② 就職率が２回連続して３５％未満となった場合
２回目と同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、委託の対象としない。
（ただし、３回目について、すでに委託契約を締結又は締結を予定している場合は実施を認める。この際、３回目が３５％以上となった場合に限り、４回目を委託の対象とする。）

物品・委託等の入札等に参加される皆様へ

物品等入札参加資格についての注意点

物品等入札参加資格について、代表者や所在地、年間代理人などに変更が生じた場合の入札参加に当たっては、下記の事項に留意してください。

記

株主総会・取締役会等の動向に注意！！

登録事項に変更が生じた場合、
速やかに変更手続きを行ってください。
変更手続きが完了しないまま、入札に参加することはできません。

・変更手続きは、「ちば電子調達システム」により行うことができます。システムへの入力後「入札参加資格記載事項変更届」を印刷し、千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口に提出してください。

・提出書類が共同受付窓口に到着後に審査を行い、審査が完了すると、変更内容が「電子入札システム」に反映されます。

・変更事項によっては、変更内容を証明する書類等を添付していただきます。

・提出書類に不備がある場合には、補正の指示等の連絡をしますので、速やかに対応願います。

入札期間中に変更が生じた場合　※要注意※

・変更した内容を、入札の発注所属に必ず連絡してください。
※入札の日程により、参加できない場合がありますのでご留意ください。

・**入札に係る書類には、変更後の内容を記載してください。**

その他詳細（申請マニュアル等）については、**「ちば電子調達システム」ホームページ**を御覧ください。（ＵＲＬ：https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/）
○資格登録・変更届等送付先
〒260-8667　千葉市中央区市場町１－１千葉県庁南庁舎 2F
千葉県電子自治体共同運営協議会　電話　043-441-5551

変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合　※要注意※

・変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づき指名停止が行われることがあります。指名停止となった際には、一定期間入札に参加することはできません。

○資格に関する問合せ先
〒260-8667
千葉市中央区市場町１－１
千葉県総務部管財課調達指導班
電話　043-223-2211

経営者、企業の人事担当者、部下を持つ上司の皆さまへ　　LL010625開キ01

「国家資格キャリアコンサルタント」になって会社を元気にしてみませんか？

■ 国家資格キャリアコンサルタントとは

◆ キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家として、平成28年４月より、職業能力開発促進法に規定された**国家資格**です。

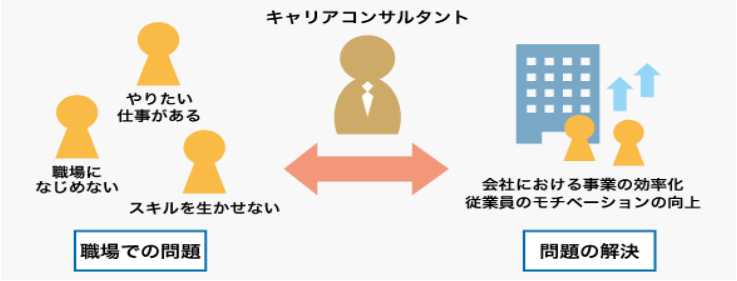
◆ 法律上の守秘義務・信用失墜行為の禁止義務が課されている**名称独占資格**です。

■ キャリアコンサルティングを活用すると

◆ 社員との信頼関係を構築し、社員が抱える課題を把握できるようになります。

◆ 社員の自らの課題の気づき、自発的な職業能力の開発などの取組を、促すことができるようになります。

○キャリアコンサルタントは、企業のほか、大学・学校、教育訓練機関、職業紹介機関等で活躍しています。
○ 部下とコミュニケーションが良くとれるようになったという効果も報告されています。
○ キャリアコンサルタント資格は、退職後のセカンドキャリアにも活用できます。



※職業能力開発促進法（第10条の3）では、従業員へのキャリアコンサルティング機会の提供が企業に求められています。

■ 資格取得の方法は

ステップ1：養成講習の受講※1

厚生労働大臣認定の養成講習が、**19の機関で開設**されています（平成31年4月現在）。
講習時間は、**合計140時間**です。
専門実践教育訓練給付金（給付割合最高７割※2）の対象となる講座もあります※3。

※１　キャリアコンサルティングの実務経験が３年以上ある方は、養成講習を受講せずに国家試験を受験することが可能です。
※２　平成29年12日31日以前に受講を開始した方については、給付割合は最高６割です。
※３　専門実践教育訓練給付金の受給に当たっては、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ステップ２：国家試験の受験

学科試験：キャリアコンサルティングに必要な知識について、四肢択一の**マークシート方式**で出題されます。

実技試験：論述試験（事例記録を読み設問に解答する記述式）と、**面接試験**（受験者がキャリアコンサルタント役となり、キャリアコンサルティングを行う15分間のロールプレイなど）があります。

詳しくは各機関の公式サイトをご覧下さい。

キャリアコンサルティング協議会
国家資格 キャリアコンサルタント試験 公式サイト
https://www.career-shiken.org/

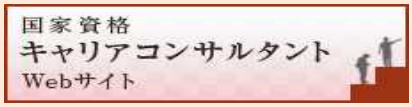


https://www.jcda-careerex.org/

ステップ３：キャリアコンサルタントの登録

国家資格キャリアコンサルタントになるためには、国家試験合格後、**キャリアコンサルタント名簿に登録することが必要です。**
2019年5月現在、全国で4万4千人を超える方が登録しています。

詳しくは公式サイトをご覧下さい。



https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/entry.html

厚生労働省ホームページもご覧ください。
キャリアコンサルタント　厚生労働省　検索

あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

「国家資格キャリアコンサルタント」導入のメリット！

～ 社員の満足感が向上したほか、キャリア形成にも好影響 ～

■ キャリアコンサルティングの効果・意義

直接的な効果

- 上司・部下のコミュニケーションの促進
- 社員の意識や職場の課題把握

人事施策との相乗効果

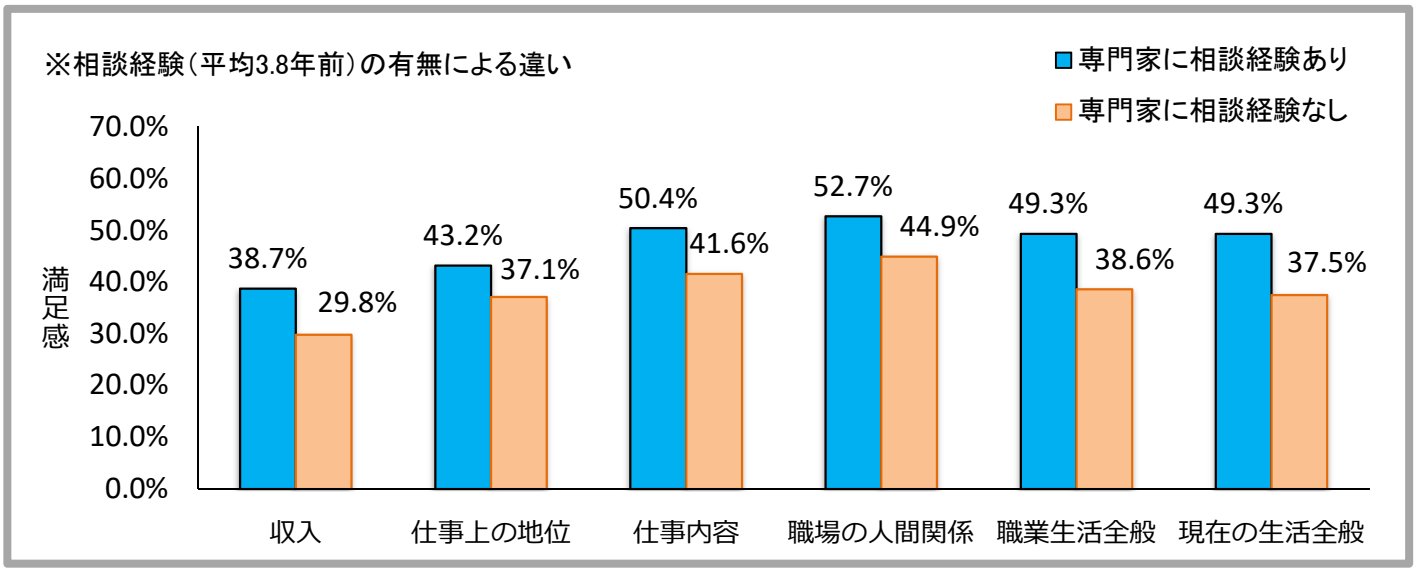
- 社員の定着促進
- 社員の職業能力の向上

広範な経営施策との相乗効果

- 業績の向上
- 生産性の向上

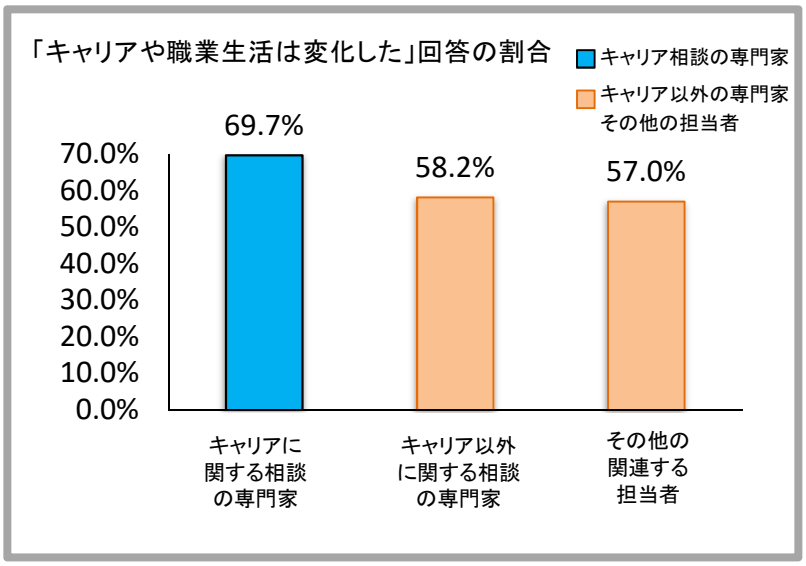
■ キャリアコンサルティングに関する調査・報告

◆ キャリアの専門家に相談経験のある方は、職業生活全般において満足感がアップ！

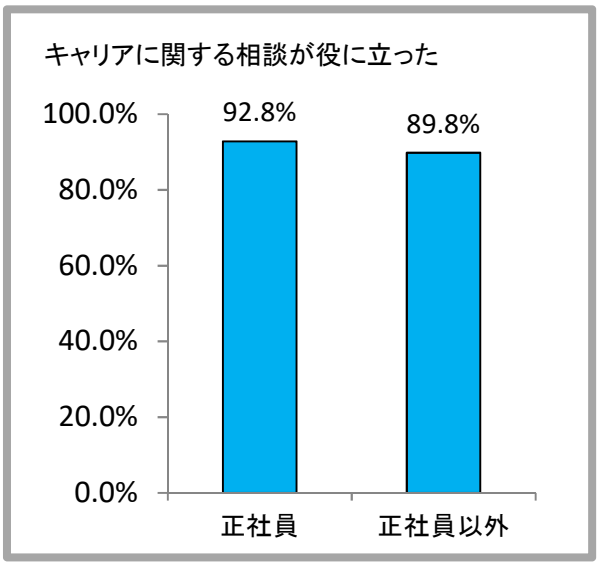


独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策レポートvo.12」（平成31年３月）

◆ キャリアの専門家への相談によって多くの方が、職業生活の変化などを実感！



労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.191」（平成29年３月）



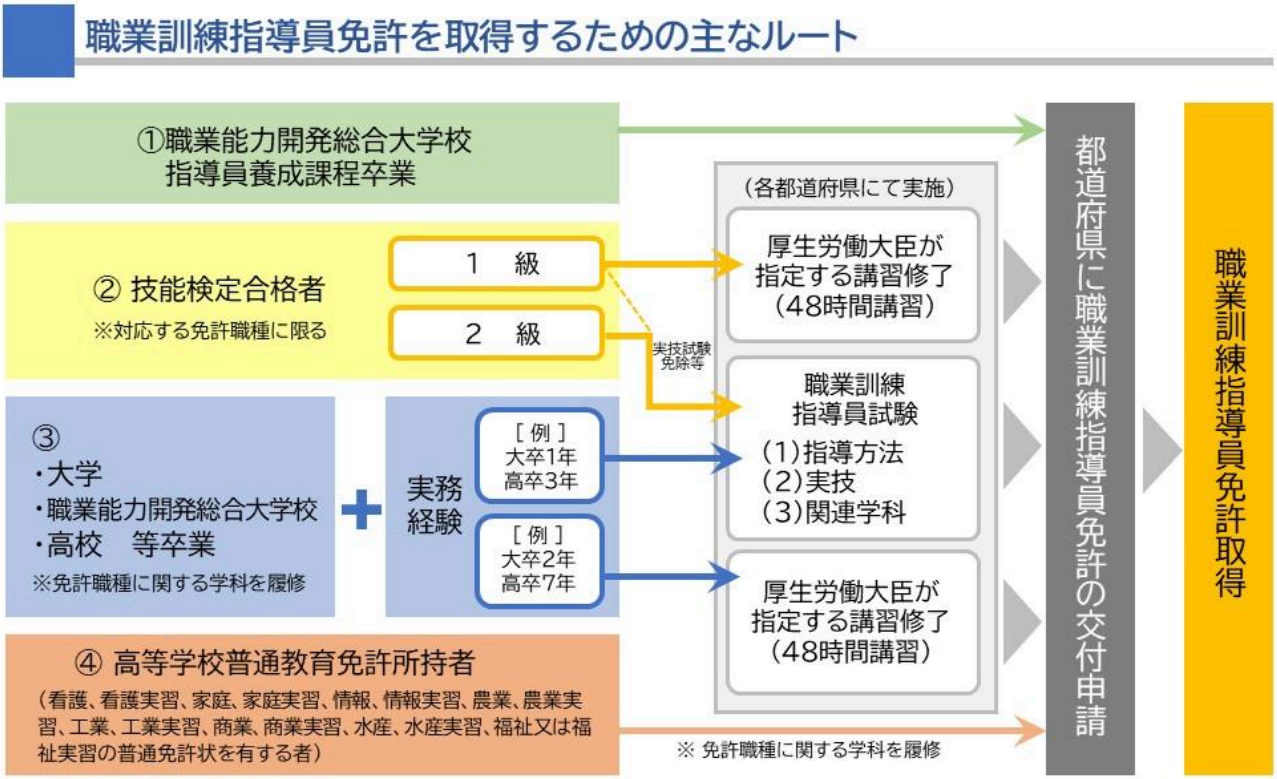
厚生労働省「能力開発基本調査」（平成30年度）

職業訓練指導員になるには

職業訓練指導員になるためには、高校などの先生と同じように、指導員の「免許」を取得する必要があります。
取得方法は複数ありますので、主な取得方法をご紹介します。

指導員免許を取得するための主なルート

職業訓練指導員には１２３種の免許職種があります。
免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、取得にあたっては、いくつかのルートがあります。
いずれのルートにおいても、本人から都道府県に申請し、各都道府県知事により交付されます。



職業能力開発総合大学校の指導員養成課程を修了

指導員養成課程とは、普通職業訓練を担当できるテクノインストラクターを養成する課程です。
指導員養成課程の訓練内容は、以下のリンクをご覧下さい。

職業能力開発総合大学校　指導員養成課程

職業訓練指導員試験に合格

職業訓練指導員試験とは、職業能力開発促進法第３０条第１号の規定により、都道府県において実施する試験です。
試験に合格された方には「合格証書」が交付されます。

試験の内容について

1　指導方法＜学科試験＞／全免許職種共通
2　取得を希望する免許職種に関する＜学科試験＞
3　取得を希望する免許職種に関する＜実技試験＞
・１～３全ての試験に合格することで、免許の申請が可能になります。
・１の試験は、例年ほぼ全ての都道府県において実施しています。
・２，３の試験は、職業訓練実施状況等に応じて、一部の都道府県にて実施しています。

都道府県が実施する「職業訓練指導員試験」のご案内

各都道府県において毎年度試験を実施していますが、実施職種・実施時期は、各都道府県で異なります。
受験にあたっては、免許職種に関する実務経験等が必要となります。

受験資格や、試験の一部免除等の要件については、各都道府県の担当者へご照会下さい。

○ 職業訓練指導員試験　実施情報（都道府県の公示情報へのリンク）
○ PDF 職業訓練指導員試験についてのお問い合わせ先一覧［135KB］

職業訓練指導員講習（４８時間講習）を修了

職業能力開発促進法施行規則第３９条第１号の規定に基づいて実施している講習です。
受講資格の要件を満たした場合に、受講が可能となります。

受講資格について

以下の表のように、受講する際には、免許職種に関する学科の履修や訓練の修了、技能検定の職種合格の資格等をお持ちであることが必要です。
また、受講をお申し込みの際には、「履修証明書」や「修了証明書」、「単位取得証明書」「成績証明書」などを併せてご提出いただく必要があります。

＜主な受講資格と、必要な実務経験の年数＞

受講資格	必要な実務経験の年数
技能検定合格者（1級又は単一等級）	-
高度職業訓練（応用課程・特定応用課程・特定専門課程）の技能照査合格者	１年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	３年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の修了者	４年
普通課程の普通職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	６年
普通課程（規則別表第２）の普通職業訓練(養成訓練)の修了者	７年

受講資格	必要な実務経験の年数
短期課程（規則別表第4の700時間以上）の普通職業訓練の修了者	10年
専修訓練課程の養成訓練の修了者	10年
大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	２年
外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	２年
短大・高専卒業者（免許職種に係る学科を履修）	４年
高等学校卒業者（免許職種に係る学科を履修）	７年

注１：「必要な実務経験の年数」は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数です。
注２：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・バルコニー施工職種は該当しません。
注３：免許職種に係る学科とは職業能力開発促進法施行規則の別表11における関連学科となります。

講習の実施予定等、詳細は、PDF 各都道府県の職業能力開発主管課［135KB］ までお問い合わせ下さい。

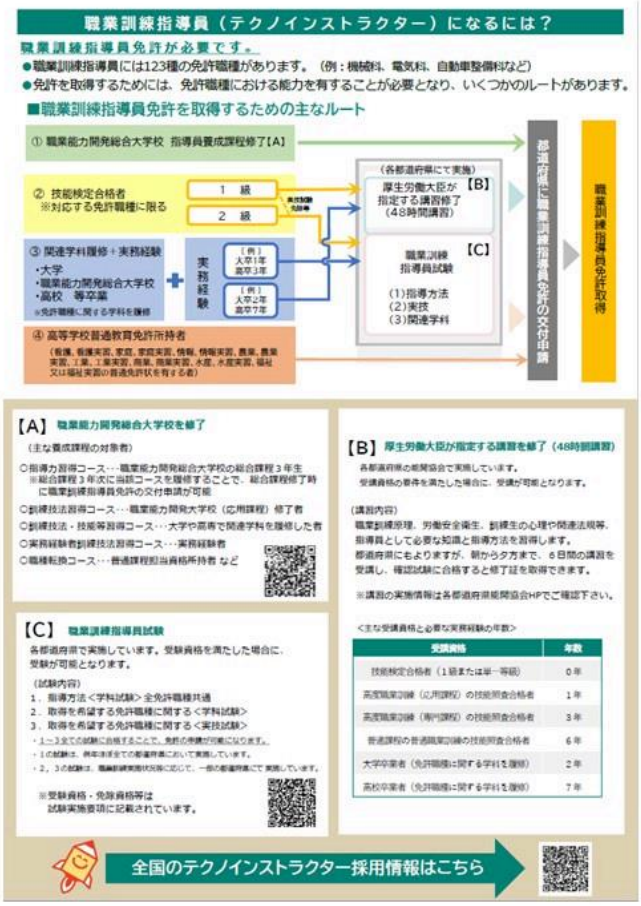
職業訓練指導員免許職種（全１２３職種）と技能検定の関係について

職業能力開発促進法施行規則「別表11の２」において、職業訓練指導員の「免許職種（全123職種）」と「技能検定職種」の対応関係を規定しております。全ての技能検定職種に対応しているものではございませんのでご注意下さい。

PDF 職業能力開発促進法施行規則 別表１１の２［165KB］

職業訓練指導員になろう！





◇PDF 職業訓練指導員（テクノインストラクター）になろう！［1.3MB］

人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室　基準・指導員係

Get Adobe Acrobat Reader

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

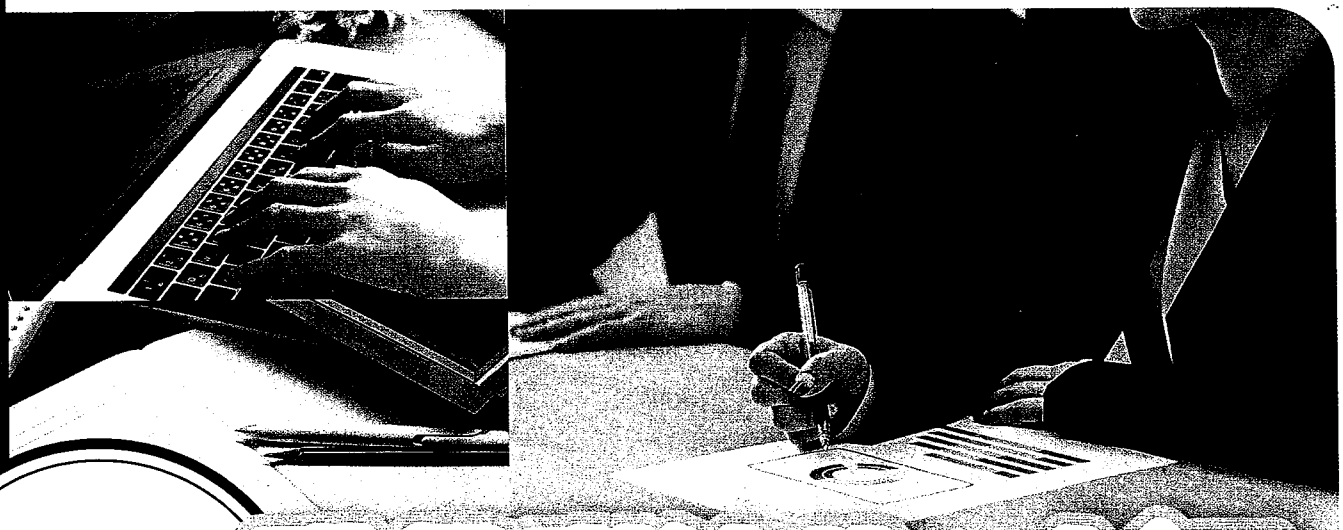
【別表】職業訓練指導員免許職種（123職種）と技能検定職種との対応表

職業能力開発促進法施行規則　別表11の2

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	金属溶解／鋳造／粉末冶金／ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理／金属材料試験
機械科	機械加工／非接触加工（放電加工）／金型製作／工業彫刻／仕上げ／機械検査／機械保全／油圧装置調整／テクニカルイラストレーション／機械・プラント製図／切削工具研削
溶接科	
塑性加工科	金属プレス加工／工場板金／鉄工／ 建築板金
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めっき／アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続／電子機器組立て／半導体製品製造／自動販売機調整
メカトロニクス科	電気機器組立て／シーケンス制御
電気科	電気機器組立て／シーケンス制御／自動販売機調整／電気製図
電気工事科	
コンピュータ制御科	
発変電科	
送配電科	
自動車製造科	内燃機関組立て
自動車整備科	
自動車車体整備科	
航空機製造科	
航空機整備科	
鉄道車両科	鉄工／鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工／光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
計測機器科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整
製材機械科	切削工具研削／製材のこ目立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
建設機械運転科	
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
織機調整科	織機調整
織布科	
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木型科	木型製作
木工科	木工機械調整／機械木工／家具製作 ／建具製作／製材のこ目立て
木材工芸科	漆器製造
竹工芸科	竹工芸
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版／印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形／強化プラスチック 成形
レザー加工科	
ガラス科	ガラス製品製造
ほうろう製品科	ほうろう加工

免許職種	技能検定職種
陶磁器科	陶磁器製造
ブロック建築科	れんが積み／ブロック建築／エーエルシーパネル施工
石材科	石材施工／コンクリート積みブロック 施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造／菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造／酒造
建築科	建築大工／枠組壁建築／バルコニー施工／建築図面製作／サッシ施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官／タイル張り
築炉科	れんが積み／築炉
畳科	畳製作
配管科	配管／浴槽設備施工
住宅設備機器科	
さく井科	さく井／ウェルポイント施工
建設科	型枠施工／鉄筋施工／コンクリート 圧送施工
枠組壁建築科	建築大工／枠組壁建築／バルコニ ー施工／建築図面製作
プレハブ建築科	
スレート科	スレート施工
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工／表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工／ガラス施工／サッシ施工
土木科	ウェルポイント施工
測量科	
ボイラー科	
クレーン科	
港湾荷役科	
化学分析科	化学分析
公害検査科	
漆器科	漆器製造
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装／塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
フォークリフト科	
電気通信科	
電話交換科	
工業包装科	工業包装
事務科	
貿易事務科	
流通ビジネス科	
介護サービス科	
写真科	写真
理容科	
美容科	
ホテル・旅館・レストラン科	
観光ビジネス科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
建築物設備管理科	ビル設備管理
日本料理科 中国料理科 西洋料理科	調理
臨床検査科	
デザイン科	
フラワー装飾科	フラワー装飾
情報処理科	

厚生労働省 JEED



民間教育訓練機関の皆様へ

職業訓練サービスガイドライン

研修・適合事業所認定のご案内

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」とは

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスとマネジメントの質の向上を目的として厚生労働省が策定したガイドラインです。
このガイドラインは、民間教育訓練機関の提供する自発的な職業訓練サービスのほか、委託訓練、求職者支援訓練及び教育訓練給付制度の指定講座により実施する職業訓練サービスの質の確保・向上を目的としています。

ガイドラインの構成

ガイドライン本文	職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組みを記載しています。
質向上のための取組例	ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組まれている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載しています。
質向上のための自己診断表	自己診断表に基づいて自己診断（セルフチェック）に取り組むことで、職業訓練サービスや事業改善において必要な改善点を「見える化」できます。

研修と適合事業所認定については、次のページを確認ください

職業訓練サービスガイドライン研修とは？

令和８年度から
JEEDが実施！

職業訓練サービスガイドライン研修（以下「研修」という。）は、民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、ガイドラインに基づき、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営に必要な知識及び技能を習得するための研修です。

求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須です。



研修について

対象者	民間教育訓練機関の訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など
受講料	4,000 円（税込）
申し込み	Web サイトからお申し込みください。 (https://www.jeed.go.jp/js/training/guideline_kensyu.html)
内　容	e-ラーニング学習（５時間程度）
研修スケジュール	令和８年５月開始 ※詳細、最新の情報については上記 Web サイトをご覧ください。

研修カリキュラム（５時間）

1. 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状
2. PDCA サイクルの基本と職業訓練における意義
3. 職業訓練サービスの質の向上の取組
4. 民間教育訓練機関のマネジメント
5. 自己診断表
6. PDCA サイクルの各事例



申し込み～受講証明書発行までの流れ

1. Web 申し込み	Web サイトの申し込みフォームよりお申し込みください。 （申し込みはインターネットでのみ受け付けております。）
2. 受講料の支払い	【お支払い方法】銀行振込 ※ 申し込み完了後、ご案内する指定口座にお振り込みください。
3. e-ラーニング受講	入金確認後、e-ラーニング用の ID/ パスワードを発行しお知らせします。LMS（Learning Management System）上で動画教材の視聴、確認テストおよび修了テスト等を行っていただきます。
4. 受講証明書の発行	研修の修了後、LMS 上で受講証明書を発行します。

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定とは？

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（以下「適合事業所認定」という。）は、ガイドラインに基づき、委託訓練、求職者支援訓練及び教育訓練給付制度の指定講座の質の向上に取り組む民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインへの適合状況を認定する制度です。

認定マークで訓練の質の確保・向上への取組をPR

適合事業所認定の審査料は5万円（税込）

※令和８年度から審査料が変わりました。

認定を取得するメリット

- ☑ **訓練の質が客観的に評価され利用者からの信頼度向上**
- ☑ **業務の明確化・改善と訓練の質の向上**
- ☑ **求職者支援訓練・委託訓練（一部）の加点要素**
- ☑ **適合事業所としてWebサイトで公表**
 ※厚生労働省Webサイトでも公表



申請～認定までの流れ

1. 申請

本認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）に所定の申請書類等を提出します。申請受理後、ご案内する指定口座に審査料をお振込みください。

2. 審査

申請書類等をもとにJEEDが書類審査を行います。
書類審査により判断することが困難な項目がある場合等、必要に応じて現地審査（又はリモート審査）を実施します。関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているか判断されます。

3. 認定

適合の場合には、JEEDから事業所へ認定証（ゴールド・シルバー・ブロンズ）が付与されます。

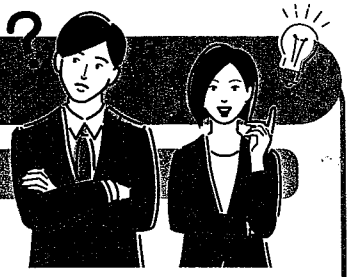
※申請後、追加の書類提出や補正等を講じていただく場合があります。

主な申請要件

1. 申請事業所において、ガイドラインに基づき、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、「自己診断表兼補正報告書」における認定基準を満たしていること。
2. 審査の対象範囲は事業所単位とすること。同一訓練実施機関が複数の事業所で認定取得を希望する場合は、事業所ごとに申請を行うこと。
3. 申請事業所において、研修の有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
4. 申請事業所において、以下に掲げる教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
 （1）委託訓練
 （2）求職者支援訓練
 （3）教育訓練給付制度の指定講座

※申請要件は上記の他にもございます。本認定の詳細はWebサイトをご確認ください。

よくあるご質問



職業訓練サービスガイドライン研修

Q ガイドライン研修の受講対象者の範囲を教えてください。

A 本研修は、公的職業訓練（ハロートレーニング）を実施している又は実施する予定である民間教育訓練機関に所属する方（訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など）を対象としています。民間教育訓練機関において様々な役割の方にガイドラインの内容を理解していただくことで、より円滑な訓練運営を行うことが期待できますので、ぜひ受講をご検討ください。なお、民間教育訓練機関に所属していない一般の方も受講可能です。

Q 私の運営する教育訓練機関で、これから求職者支援訓練の認定申請をする予定です。この研修は必ず受講しなければならないものですか。

A 求職者支援訓練の認定にあたっては、当該訓練を実施する事業所（職業訓練を実施する施設）において、研修を修了し、職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する方（役職は問いません）の在籍が必須です。受講修了者が在籍していない場合には、受講が必要となります。

Q 企業や団体が一括して研修を申し込むことはできますか？また、研修申込後の受講期限はありますか？

A 本研修は、個人でのお申し込みのみ受け付けております。複数名でのお申し込みをご希望の場合は、お手数ですがお一人ずつお手続きしてください。受講期限等は、申込期間ごとに異なります。詳細な研修実施スケジュールについては、JEEDのWebサイトをご確認ください。

Q 受講証明書の有効期間について教えてください。



A 研修修了日から３年間になります。

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定

Q 適合事業所認定について、審査の基準を教えて欲しい。

A 本認定は、ガイドラインの各項目に適合しているか申請書類及び証拠書類（必要に応じて現地審査等）により審査を実施します。認定審査時の「適合」の判断の基準として「自己診断および審査の基準（※）」をご活用してください。
※Web サイトをご確認ください。

Q 申請から認定取得までには、どのくらいの期間がかかりますか。

A ご提出いただいた申請書類等の再提出・追加提出・補正の有無によって前後しますが、最短でも２～３か月程度の期間がかかります。

お問い合わせ

＼らしく、はたらく、ともに／

JEED 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2
TEL 043-213-7168・7169（電話受付時間：平日10～17時）
担当：公共職業訓練部　訓練支援課

知識等習得コース等におけるオンライン訓練について

１　概要

令和２年度に厚生労働省令及び委託訓練実施要領の改正が行われ、以下の要件を満たしていればオンライン訓練（テレビ会議システム等を使用する双方向型の訓練）が実施できるようになっています。

【実施要件】

・オンライン訓練の実施をあらかじめ募集案内等に明記
・カリキュラムにオンラインで実施する部分を明記
・総訓練設定時間の２０％以上は通所。
・通所の訓練に相当する訓練効果を有する
・訓練機関が設備等を無償貸与できない場合は、有償貸与の有無（有の場合貸与額）及び通信費等が訓練生負担となること、並びにオンライン訓練受講に必要な設備・推奨環境及びパソコンスキル等の内容を、募集案内等に明記するほか、申込者からの問合せ時及び、施設見学会並びに受講手続きの際に説明
・訓練受講時の本人確認
・訓練時の通信障害発生時等の訓練生本人への連絡・助言対応

２　オンライン訓練の実施について

・事前に訓練生全員の通信環境等の確認を行うこと
・訓練開始の都度、本人確認を行い、通所の訓練と同等の出欠管理を行うこと
・オンライン訓練後に個別に訓練生に対してフォローアップを行い、訓練の習熟度の確認を対面で行うこと

託児サービスの設定促進のための取組みについて

（１） 託児サービスの拡大について（Ｈ３０年度～）

従来型の託児付き分野での選定に加え、（２）のコースでの少人数の託児サービスを可能とする。

（２）託児サービス対象コース

以下のコースは託児を提供することができる。

・知識等習得コース
・建設人材育成コース
・デュアルシステムコース
・大型自動車一種運転業務従事者育成コース

（３）託児サービスの利用対象者

・小学校就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することにより、保育をすることができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童の保育ができない者。

（４）託児サービスに係る委託費単価

個々の積み上げによる実費※とし、児童１人１月当たり 66,000 円（外税）上限

※実費とは、託児機関への支払金額

（５）託児サービスの拡大の方法

・託児付き訓練分野は原則１０名以上の託児定員の確保があり、母子家庭等優先のコースとする。
・託児付き訓練分野以外の分野においても、託児付き（１名以上）の提案を可能とする。

提案可能分野	託児付き訓練分野	託児付き訓練分野以外の分野
託児定員	１歳未満枠があり、かつ、託児人数計が１０名以上 （定員の半数が１０名以下の場合は定員の半数以上）	託児１名以上 （３歳以上児のみも可）

（６）託児サービスの提供の要件（①～③のいずれにも該当）

① 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において、託児サービスを実施すること。

・保育所（保育所型認定こども園を含む。）
・小規模保育事業
・家庭的保育事業
・幼保連携型認定こども園
・認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む。）
　認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。
・一時預かり事業を行う施設

② 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故に備え、傷害保険、損害賠償責任保険に加入すること。

③ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

（７）認可外保育施設での託児人数設定における注意点

・利用対象児童の年齢により、託児機関で必要な保育従業者数が異なるため、託児機関での児童の年齢構成により、受け入れ人数は変動することに留意のうえ、託児機関との受け入れに係る調整は委託校で行うこと。

（参考）

児童の年齢	保育従事者の数	児童１人当たりの保育従事者数	（例）
0 歳児	児童 3 人につき 1 人	0.333 人	
1・2 歳児	児童 6 人につき 1 人	0.167 人	１人
3 歳児	児童 20 人につき 1 人	0.050 人	１人
4 歳児	児童 30 人につき 1 人	0.033 人	

・企画提案時の託児児童の人数は、募集パンフレットにも明記することとする。
・企画提案募集時の年齢区分の内訳は、人数の総計の範囲であれば、応募状況により年齢区分の内訳変更は可能とする。（託児施設の受入れが前提）
　企画提案募集時の総計を上回る場合は別途産業人材課に協議すること。

上記の例）　総計２人　→　変更ＯＫ　３歳　　２人
　　変更ＯＫ　１・２歳　２人
　　要協議　　４歳　　３人（総計超えるため）

（８）事務の流れ

① ハローワークにおいて受講申込書受理、テクノスクールに送付
② テクノスクールで申込書受理後、託児施設利用希望の情報を委託校に事前提供

③ 委託校において託児枠の確保
④ 選考・合格者決定…託児付き訓練分野で過去に実施している校は書類選考又は委託校のみの面接実施も可。新規提案校は委託校とテクノスクールによる面接選考。
⑤ テクノスクールは、合格通知とともに、訓練生に託児サービス利用申込書を送付
⑥ 委託校は、訓練開始前に託児サービスの提供内容、保護者の負担となる実費分（食事・軽食代、おむつ代等）について書面にて訓練生に周知
⑦ テクノスクールは受講手続時に訓練生より託児サービス利用申込書を受理（託児機関との利用手続きは訓練生が行う）
⑧ テクノスクールは認可外保育施設の場合は、利用対象児童数・保育室の必要面積等の募集後の状況確認
⑧ 委託契約締結（託児機関との契約書添付）
⑩ 託児機関において傷害保険、賠償責任保険等への加入、託児サービスの実施に係る日誌の作成
⑪ 訓練終了後訓練委託費に合わせて託児サービスにかかる委託費を県から支払い、託児機関には委託校より支払い

ｅラーニングコース関係Ｑ＆Ａ

R8.10/1時点

内容	回答
eラーニングコースとは、どのようなコースか。	育児中や介護中等の外出が制限される者、シフト制の労働者など不安定な就労状態にある者等で実施日時が特定された科目のみで構成される訓練の受講が困難な者で、自宅に情報通信環境やパソコン等を有しパソコンの基本操作を習得している者を対象とし、講義動画の配信等による訓練を行うコースです。 詳細は仕様書で確認してください。
本訓練の実施場所は、千葉県内とは限らないのか。	本訓練の実施場所は、日本国内とします。ただし、入校式、修了式及びスクーリングについては千葉県内で実施する必要があります。
提出方法は、新規コースの場合は持参しなければならないのか。	持参の必要はありませんが、新規コースを提案する場合は、企画提案書の提出前に必ずご連絡ください。
eラーニング講座を実施したことが無いが提案できるか。	LMSによるWeb配信講座等を実施した実績（企画提案施設以外の施設での実績を含む）が法人として無い場合は提案できません。なお、他県事業所の実績があれば提案できます。 企画提案者は、Web配信講座等の実績を様式１２の３に必ず記載してください。 また、提案するコースのeラーニング教材・LMSのカタログ等を添付してください。
コースの概要には、就職に必要な資格取得等、就職に結びつく技能の習得を目的とした訓練としか記載が無いが、どんな提案をしてもよいのか。	仕様書11の①の要件を全て満たすとともに、11の②のいずれにも該当しないものであれば提案可能です。
デジタル訓練促進費とはどのような場合に支給されるか。	「知識等習得コース等関係Ｑ＆Ａ」に記載のとおりです。
就職支援はどのように行うのか。	スクーリングの活用等により就職支援を行ってください。 詳細は仕様書で確認してください。
訓練期間の縛りはあるか。	訓練期間は2ヶ月又は3ヶ月です。 訓練期間が2ヶ月の場合は様式3-2-1,3-2-2を、3ヶ月の場合は加えて3-2-3も提出してください。
推奨訓練日程計画とはどのようなもので、どう計画すればよいか。	下に記載例を掲載しています（記載例の訓練期間は2ヶ月です）。

様式３－２－１

記載例

推奨訓練日程計画

実施機関名	○○スクール千葉校	開始月	12月開講
訓練コース	マイクロソフトオフィス実践科	訓練期間	2カ月

	月日	曜日	訓練内容									
			在宅訓練	確認テスト	訓練時間	訓練日数	スクーリング	区分	開始時刻	終了時刻	訓練時間	訓練日数
1ケ月目	12月1日	水					入校式・オリエンテーション	集合	9:00	12:00	－	－
	12月2日	木	Word基本操作習得①	1	3	1						
	12月3日	金	Word基本操作習得②	1	3	1						
	12月4日	土										
	12月5日	日										
	12月6日	月	Word基本操作習得③	1	3	1	ジョブカードの作成支援	集合	9:00	12:00	3	1
	12月7日	火	Word応用操作習得①	1	3	1						
	12月8日	水	Word応用操作習得②	1	3	1						
	12月9日	木	Word応用操作習得③	1	3	1						
	12月10日	金	Word応用操作習得④	1	3	1	[代替]ジョブカードの作成支援	集合	9:00	12:00		
	12月11日	土										
	12月12日	日										
	12月13日	月					ジョブカード活用によるキャリアコンサル	個別集合	9:00	12:00	3	1
	12月14日	火	Excel基本操作習得①	1	3	1						
	12月15日	水	Excel基本操作習得②	1	3	1						
	12月16日	木	Excel基本操作習得③	1	3	1						
	12月17日	金	Excel応用操作習得①	1	3	1	[代替]ジョブカード活用によるキャリアコン	個別集合	9:00	12:00		
	12月18日	土										
	12月19日	日										
	12月20日	月	Excel応用操作習得②	1	3	1						
	12月21日	火	Excel応用操作習得③	1	3	1						
	12月22日	水	Excel応用操作習得④	1	3	1						
	12月23日	木	Excel応用操作習得⑤	1	3	1						
	12月24日	金	Excel応用操作習得⑥	1	3	1						
	12月25日	土										
	12月26日	日										
	12月27日	月	Excel応用操作習得⑧	1	3	1						
	12月28日	火	Excel応用操作習得⑨	1	3	1						
	12月29日	水										
	12月30日	木										
	12月31日	金										
			小計	18回	54h	18日	小計			2回	6h	2日
	12月計		訓練時間	60時間			訓練日数	19日				

※１か月目の初日に入校式等、２か月目又は３ヶ月目の訓練最終日に修了式を設定すること。

入校式及び修了式は午前中に設定すること。

様式３－２－２

推奨訓練日程計画

実施機関名	○○スクール千葉校	開始月	12月開講
訓練コース	マイクロソフトオフィス実践科	訓練期間	2カ月

	月日	曜日	訓練内容									
			在宅訓練	確認テスト	訓練時間	訓練日数	スクーリング	区分	開始時刻	終了時刻	訓練時間	訓練日数
2ケ月目	1月1日	土									－	－
	1月2日	日										
	1月3日	月										
	1月4日	火	Excel応用操作習得⑩	1	3	1						
	1月5日	水	Excel応用操作習得⑪	1	3	1						
	1月6日	木	Excel応用操作習得⑫	1	3	1						
	1月7日	金	Excel応用操作習得⑬	1	3	1						
	1月8日	土										
	1月9日	日										
	1月10日	月										
	1月11日	火	Power Point操作習得①	1	3	1	履歴書・職務経歴書作成指導	集合	9:00	12:00	3	1
	1月12日	水	Power Point操作習得②	1	3	1						
	1月13日	木	Power Point操作習得③	1	3	1						
	1月14日	金	Power Point操作習得④	1	3	1	[代替]履歴書・職務経歴書作成指導	集合	9:00	12:00		
	1月15日	土										
	1月16日	日										
	1月17日	月					面接指導	集合	9:00	12:00	3	1
	1月18日	火	Power Point操作習得⑤	1	3	1						
	1月19日	水	Power Point操作習得⑥	1	3	1						
	1月20日	木	Power Point操作習得⑦	1	3	1						
	1月21日	金	Power Point操作習得⑧	1	3	1	[代替]面接指導	集合	9:00	12:00		
	1月22日	土										
	1月23日	日										
	1月24日	月	Access操作習得①	1	3	1						
	1月25日	火	Access操作習得②	1	3	1						
	1月26日	水	Access操作習得③	1	3	1						
	1月27日	木	Access操作習得④	1	3	1						
	1月28日	金	Access操作習得⑤	1	3	1						
	1月29日	土										
	1月30日	日										
	1月31日	月					修了式	集合	9:00	12:00	－	－
			小計	17回	51h	17日	小計			2回	6h	2日
	1月計		訓練時間	57時間			訓練日数	18日				

※１か月目の初日に入校式等、２か月目又は３ヶ月目の訓練最終日に修了式を設定すること。

入校式及び修了式は午前中に設定すること。

介護分野の職場体験、職場見学、企業実習に関するQ&A

R8.10/1　時点

質問	回答
職場見学とは何を指すのか。	介護（障害）福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）のいる時間帯に福祉施設等を訪問し、施設職員の説明を受けながら福祉サービス提供の実態を見学することを指します。
職場体験とは何を指すのか。	一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、施設職員が利用者に提供するサービスの補助等を行うことを指します。
企業実習とは何を指すのか。	一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、利用者に提供するサービスについて法令の範囲内で行うことを指します。なお、企業実習を行う場合は、保険への加入が必要です。
「企業実習」と「職場体験」の違いは何か。	実習は、法令の範囲内でサービスの提供を行うことであり、保険加入も必要ですが、体験は、サービス提供の補助を行うものです。
オンラインとは何を指すのか。	通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、見学先の社員等と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われるものを指します。
施設等とは何を指すのか。	原則として、介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスで介護職員の配置がされている施設や事業所を指します。ただし、訪問看護事業所等、医療系の施設や事業所は除きます。
障害福祉施設は対象になるとのことだが、障害児向けのサービスは対象になるか。	障害児向けの福祉サービスは児童福祉法に基づくものであり、見学等の対象としては認められません。
訓練実施機関が開設している福祉施設等の職場見学等は認められるか。	認められますが、なるべく、1か所は訓練実施機関とは別の法人が開設する福祉施設等の職場見学等を行ってください。
デイサービス事業所2か所等、同じサービスで複数の職場見学等は認められるか。	訓練生の多様な就業希望に応じるため、原則、異なるサービスで職場見学等を設定してください。
お泊りデイサービスや夜のショートステイ等の職場見学等は認められるか。	適切ではありません（もっぱら夜間帯になる場合を除き、県（テクノスクール）において判断するものとします）。
お泊りデイサービスや障害者のグループホーム等、日中に利用者がいない施設等において、日中の職場見学等は認められるか。	元々利用者がいない前提の施設（時間帯）の職場見学等は認められません。
病院や診療所でも介護職員が働いているところがあるが、そういった病院や診療所の職場見学等は認められるか。	病院、診療所、訪問看護事業所等の医療系施設（事業所）の職場見学等は認められません。

質問	回答
富山型デイサービス等、様々な年齢で様々な支援が必要な人を受け入れているような施設の職場見学等は認められるか。	介護職員の配置がされている施設の職場見学等は認められます。このような施設で複数のサービス提供施設（事業所）として指定（登録）されている場合、基本的には1か所とカウントします。
小規模多機能型居宅介護事業所等、複数の福祉サービスを提供している施設は、職場見学等としては、何か所としてカウントできるか。	小規模多機能型居宅介護事業所等、複数のサービスを組み合わせて一つの施設で提供している場合は、基本的に1か所とカウントします。
同一敷地内や近隣地で同一法人が複数施設（事業所）で複数の福祉サービスを提供している場合、職場見学等としては、何か所としてカウントできるか。	同一の法人であっても、複数の施設で異なる福祉サービスを提供している場合は、それぞれ1ヶ所とカウントできます。
「複数」について，同じ施設を2回別日程で「見学」でもよいか。または，同じ施設を別日程で「見学」「体験」を実施するとしても要件を満たすか。	原則としていずれも1カウントです。ただし、同一施設で、異なるサービスをそれぞれ独立して提供しているような場合は、それぞれカウントする余地はあります。
「職場見学等」のうち例えば，職場見学のみを2 か所で実施しその他要件を満たせば職場見学等推進費は支給されるか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	支給可能です。
同一の事業所で職場見学と職場実習を実施しても1か所の取扱いになるのか。	1か所です。
1日のうちで2か所以上の職場見学を行った場合、2か所以上の職場見学としてカウントできるか。	1日のうちで2か所以上職場見学等を行った場合も、2か所以上の職場見学等となります。なお、移動時間は原則として訓練時間とはなりません。
職場見学等の実施場所への移動時間は訓練時間に含まれないという整理でよいか。	職場見学等の実施場所への移動時間は職場見学等の実施時間に含めないこととします。
全訓練期間（月数）分、職場見学等推進費が支給されるのか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	訓練期間(月数)に関係なく、入校者1人当たり10,000円を支給します。（支給要件に該当した場合）
職場見学等推進費の支給額の算定はどのように行うのか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	仕様書9（2）支払額の算定④職場見学等推進費に基づき算定します。
職場見学等推進費について、「1人当たり1万円」とあるが、外税でよいか。（つまり、税込み11,000円になる）※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	外税です。

知識等習得コース等関係Q＆A

R8.10/1時点

内容	回答
オンラインで訓練を行うことはできるか。	通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われる訓練（以下「オンライン訓練」という。）をあらかじめカリキュラムに組み込むことができます。オンライン訓練を行う訓練機関は、企画提案時に様式１７を提出してください。 なお、オンライン訓練時の訓練生負担等について、募集案内・施設見学会等において、あらかじめ説明が必要です。
同時かつ双方向でないビデオ配信等による訓練を行うことはできるか。	同時かつ双方向でないビデオ配信等による訓練を行うことはできません（eラーニングコースを除く）。
同地域で同じ募集期間内に同分野のコースは2つまでということであるが、同じパソコン（オフィス系）の分野で入門者向けと中級者向けのコースがある場合、これも一つの分類として取り扱われることになるのか。	一つの分類として取り扱われることになります。
知識等習得コースであっても訓練導入講習の記載は必要なのか。	デュアルコース以外の場合、記載は必要ありません。 デュアルコースの提案には必ず記載してください。
知識等習得コースであってもスクーリングの記載は必要か。	eラーニングコース以外の場合、記載は必要ありません。 eラーニングコースの提案には必ず記載してください。
企画提案の応募にあたっては、千葉県物品等入札参加資格（委託）については、何年度のものが必要なのか。	企画提案の時点では令和8・9年度の入札参加資格が必要です。新規提案等の場合で、まだ手続きがなされていない場合は、千葉県管財課で随時申請の手続き（一般競争入札参加予定連絡票を必ず添付）を、早急に行ってください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html
養成施設指定の有無について	国や自治体から指定を受けているものがあれば、有としてご記載ください。 例：介護福祉士養成施設・社会福祉士養成施設等
主な設備の記載内容について	施設の設備（例：休憩室等） 訓練に使う備品等　自由に記載していただければよいです。
就職活動日について確定していないがどうしたらよいか。（様式2）	予定として記載していただければよいです。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースとは、どのようなコースか。	概ね60歳以上の者を対象とし、専門科目、高齢求職者専門科目及び高齢求職者就職促進科目から構成されるカリキュラムにより、高齢求職者の就職に必要な資格取得及びその他、高齢求職者の就職に結びつく技能の習得を目指すコースです。詳細は仕様書で確認してください。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースは、60歳以上の者しか受講できないのか。	概ね60歳以上の者を対象とするコースですが、申し込み時に50歳以上の者については受講可能です。
パソコン（オフィス系）とは、どのようなコースか。	学科・実技のカリキュラム中で、MicrosoftのWord、Excel、PowerPoint、Accessなどのオフィス系パソコン技能について学ぶ時間が、原則過半数を超えているコースです。
デジタル人材育成コースとは、どのようなコースか。	学科・実技のカリキュラム中で、基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語（python等）について学ぶ時間が原則過半数を超えているコースです。
オフィス系パソコン技能とウェブデザインを半々で学ぶコースはパソコン（オフィス系）とデジタル人材育成コースのどちらになるか。	原則、パソコン（オフィス系）コースになります。 ただし、基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語（python等）に関する専門人材の育成が訓練目標（仕上がり像）となっている場合や、ITスキル標準（以下「ITSS」という。）レベル1以上の資格取得を目指すカリキュラムとなっている場合、デジタル人材育成コースで申請することが可能です。

内容	回答
パソコンに全く触ったことのない初心者やパソコンの基本操作を習得しているレベルの者を対象に含めたデジタル人材育成コースは提案できるか。	デジタル人材育成コースは、オフィス系パソコン技能をある程度習得している方を対象としており、初心者やパソコンの基本操作を習得しているレベルの方を対象としたカリキュラムでの提案はできません。
ITSSレベル1以上の資格とはどのような資格か。	NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとし、訓練生募集案内等に明記するものとします。なお、複数の資格の取得を目指すコースも設定可能とします。
Webデザイン関係の資格とはどのような資格か。	千葉県離職者等再就職訓練仕様書（知識等習得コース・デジタル人材育成）の14ページにある別添2をご覧ください。
ITパスポートはITSSレベル1以上の資格に該当するか（以前はITSSレベル1の資格とされていた。）。	ITパスポートは、現在は、上記の「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されていませんので、対象外になります。
MOS検定やWEBクリエイター能力認定試験はITSSレベル1以上の資格に該当するか。	現在、上記の「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されていないものは、全て対象外になります。
デジタル訓練促進費は、ITSSレベル2以上の資格取得を目指すコースでもよいか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースであれば、デジタル訓練促進費の対象コースになります。
ITSSレベル1以上の資格と、対象外のMOS検定の複数の資格取得を目指すコースでもよいか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	対象外の資格以外に、ITSSレベル1以上の資格取得も目指すコースであれば、デジタル訓練促進費の対象コースになります。
ITSSレベル1以上またはWebデザイン関係の資格取得を目指さないコースでも、「デジタル人材育成コース」で申請できるか。	基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語（python等）等に関する専門人材の育成が訓練目標（仕上がり像）となっている場合、「デジタル人材育成コース」で申請できます。
訓練実施計画等で目標として明記していないITSSレベル1以上の資格を訓練生が新規に取得した場合、新規資格取得者として、IT資格取得率の算定に加えられるか。	算定には加えられません。
1人の訓練生が複数の資格を取得した場合、新規資格者としてはどのようにカウントするのか。	1人の訓練生が複数の資格を新規に取得した場合も、新規資格取得者としては1人で算定します。
ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースの場合、ITSSレベル1以上の資格試験の受験は必須か、訓練生の任意か。	ITSSレベル1以上の資格試験の受験は必須ではありませんが、募集案内等で資格取得を勧めるなどに努めてください。
既にITSSレベル1以上の資格を取得している者も、ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースを受講できるか。その場合のデジタル資格取得率の計算はどうなるか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	既に資格取得済の者が、同資格の訓練コースの受講を希望する場合でも、受講可能です。この場合、デジタル資格取得率の算定においては、合格証や資格証の写しを確認できた場合に、当該者を分子分母から除外することとします（複数のITSSレベル1以上またはWebデザイン関係の資格取得を目指すコースでは、それを全て取得していた者のみ除くこととします。）。 なお、デジタル訓練促進費就職率の算定では、当該者も分子分母に含めます。
次の者は受講可能か。 ①IT関連職種で就業経験のあるITSSレベル1以上の資格未取得者 ②ITSSレベル1以上の資格を既に取得しているが、他のITSSレベル1以上の資格取得を希望する者	①、②とも対象になります。この場合、IT資格取得率の算定に含めます（他のITSSレベル1以上の資格の取得ができなくても算定から除外しません）。
次の者が受験して合格した場合、「新規資格取得者」となるか。 ①CCNAやCompTIA Network+などの有効期限が訓練開始前に失効している者が、対象期間中に再度CCNAやCompTIA Network+を受験して合格した場合 ②CCNAやCompTIA Network+などの有効期限が対象期間中に失効する者が、失効前に再度受験して合格した場合	①については、新規資格取得者として差し支えありません。 ②についても、訓練実施期間中に資格の有効期限が失効する者については、新規資格取得者として差し支えありません。
受験回数に制限はあるか。	制限はありません。
デジタル資格取得の確認はどのように行うのか。	訓練生から、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内の日付の合格証書の写し等の提出を受け、取扱テクノスクールに提出する報告書に添付してください。合格証書の写し等の提出が無い場合、資格取得の確認ができないため、新規資格取得者とはみなされません。

内容	回答
ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースの場合、就職率の算定に用いる就職先はIT関連職種に限定されるか。 ※本件は、令和9年3月までの時限的な措置となります。	（デジタル訓練促進費就職率の対象就職者である必要がありますが、）職種は、IT関連職種以外でも、就職としてカウントします。
ITSSレベル1以上の資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に受験し、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内を超えてから結果が判明する場合、新規資格取得者に該当するか。	合格発表日が、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に当てはまらない場合は、一律に対象外となります。
訓練コースにおいて、訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシー及び情報セキュリティの要素を含むカリキュラムを訓練設定時間の中で設定することとされているがどうしたらよいか。	企画提案の際には別紙2「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を提出することにより、それぞれの分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定してください。 上記カリキュラム設定の際は、以下の点に留意してください。 ・別紙2の【項目】は、別紙3の項目番号と対応しています。 ・原則、別紙3中の「行動例/学習項目例」に挙げられているものを盛り込んで様式3のカリキュラムを作成し、その項目番号に該当する別紙2の【項目】のチェック欄にチェックをつけて提出してください。 ・別紙2について令和8年度以降A（項目1以上）及びBが必ず選択必須になっているためご注意ください。 ・様式3の「科目内容」部分に、項目番号の記載をしてください。 ※次ページの「様式3【見本】」を参照 ・別紙3の中にない例を用いてカリキュラムを作成しても差し支えありませんが、その場合、別紙2の「その他」欄に、別紙3を参考に検討したカリキュラム内容と別紙3中の該当する項目番号を記載してください。
デジタルリテラシー及び情報セキュリティの必要性・重要性について周知することは必ずしなければいけないのか。	周知は必須化されています。

様式3【見本】

委託訓練カリキュラム

実施施設名	○○○○○○○○○○	開始月	○月開講
訓練コース	○○○○○○○○○○	訓練期間	○か月

	科目		科目の内容	時間数①	①のうち パソコン 使用時間数	①のうち オンライン 訓練時間数
訓練の内容	学科	○○○○○	○○○○○○○○○○	12		
		○○○○○	○○○○○○○○○○	84		
		○○○○○	○○○○○○○○○○	6		
		○○○○○	○○○○○○○○○○	24		
		○○○○○	○○○○○○○○○○	18		
		○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○	54		
		○○○○○	○○○○○○○○○○	18		
		○○○○○	○○○○○○○○○○	18		
			訓練時間小計	234	0	0
	実技	○○○○○	○○○○○○○○○○	48	48	
			○○○○○○○○○○ デジタルリテラシー【項目：12・13・16】			
			訓練時間小計	48	48	
	訓練導入講習 （デュアルコースのみ）		○○○○○○○○○○	30		
	職場実習		○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○ デジタルリテラシー【項目1・12・14・15・16】	114		
	就職支援		○○○○○○。自己分析・応募書類の作成、面接の対策。就業後の定着に向けて等	21		
	スクーリング （eラーニングコースのみ）					
訓練時間合計（入校式・修了式は除く）				447	48	0
その他※	開講式			3		
	修了式			3		

＊時間数は、単位時間数で記載すること。
＊デジタルリテラシーを含む科目は、「科目の内容」に「デジタルリテラシー」も記載すること。
＊訓練導入講習と職場実習はデュアルシステムコースは必須です。
＊デュアルシステムコース、建設人材養成コース、大型自動車一種運転業務従事者養成コースで職場実習を行う場合は、
＊建設人材育成コース等において、一部訓練を再委託で実施する場合には、実技に記載し、科目に（再委託）と記載すること。
＊企業実習・職場体験等は企業等の現場で行う（介護分野のみ一部例外あり）。
＊介護分野の施設等における介護実習は実技に記載し科目に（実習〇日間）と記載すること。介護の職場見学のみオンライン可。職場見学をオンラインで行う場合は、「職場見学（オンライン）〇日間」と記載すること。
＊eラーニングコースの在宅訓練は学科に記載し、スクーリングに就職支援等の内容を記載すること。
※開講式・修了式には、訓練以外の事項（学校紹介など）に係るオリエンテーションを含む。